

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

		① ※整理番号			
平成 年 月 日 税務署経由 国 税 局 審理課長（審理官） 殿 酒 税 課 長	事 前 照 会 者	② 住所・所在地 (納税地)	〒		
		③ (フリガナ) 氏名・名称	() Ⓜ	電話番号	
		④ 総代 又は 法人 の代 表者	住所・居所		
			(フリガナ) 氏 名	() Ⓜ	電話番号
		⑤ 代 理 人	住所・居所		
(フリガナ) 氏 名	() Ⓜ		電話番号		
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおり の見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述 されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回 答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が 起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。					
⑦ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）		別紙 1-1 のとおり			
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）		別紙 1-2 のとおり			
⑨ ⑧ の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由		別紙 1-3 のとおり			
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等		年 月 日			
⑪ 関係する法令条項等					
⑫ 添付書類		1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙 1-4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に係る参考資料 []			

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

⑦ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）